

1月24日（金）夕

こんばんは。

役場より水ぼうそう注意報の発令についてお知らせいたします。

1月23日に釧路保健所管内において、水ぼうそう注意報が発令されました。

水ぼうそうはウイルスの感染によって引き起こされる疾患で、2週間程度の潜伏期間を経た後、発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し重症化することもあり、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者は特に注意が必要です。

水ぼうそうの予防は、患者との接触を避け、流水と石鹸による手洗いの励行が重要です。また、気になる症状がある場合は、早めに医療機関を受診し、やむを得ず夜間休日に受診される際は、必ず病院等へ問合せの後、受診されますようお願いいたします。

以上で、お知らせを終わります。